

認可地縁団体の手引き

宮古島市 財政課

令和8年 7月初版

目 次

1	認可地縁団体について	P 2
2	認可地縁団体に申請できる団体について . . .	P 2
3	認可地縁団体に必要な 4 つの要件	P 3
4	認可地縁団体申請の手続きについて	P 3
5	規約について	P 4
6	認可申請手続き	P 5
7	認可及び告示	P 6
8	認可後の義務	P 7
9	認可地縁団体の印鑑登録	P 8
10	認可地縁団体の解散	P10
11	認可地縁団体の合併	P11
	各種様式	P13～P20
	よくある質問	P21～P23
	<参考資料>	
	地方自治法（抜粋）	P24～P36

1 認可地縁団体について

(1)「地縁団体」とは

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、部落会等）を指します。

(2)「認可地縁団体」とは

自治会等が一定の手続きにより市長の認可を得ることで法人格を取得し、自治会等の団体名義で不動産登記ができるほか、地域の課題解決に向けた幅広い活動において法人としての契約行為も可能となります。

【解説】

これまで、自治会等の「地縁による団体」は法人格が認められていないため、自治会等で所有する不動産の登記名義は、当該団体の会長個人 または役員等での共有名義としてありました。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題や当該名義人の債務不履行による債権者からの不動産差し押さえなどの問題が生じていました。このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法（以下「法」という。P24～P36 参照。）が改正され、「地縁による団体」が一定の要件を満たす場合に法人格を取得し、自治会等の団体名義で不動産登記ができる制度が導入されました。 制度創設時の趣旨から、「地縁による団体」が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、自治会等の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていくことを踏まえ、令和3年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有 無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。
（令和3年11月26日施行）

2 認可地縁団体に申請できる団体について

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）、いわゆる自治会・町内会を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

① 特定の目的の活動だけを行う団体

・例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

② 構成員に対して住所以外特定の属性を要する団体

・老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

3 認可地縁団体に必要な4つの要件（法第260条の2②）

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると思われること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

※市は、認可地縁団体が地縁団体となる要件（地方自治法第260条の2②）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すことができる（法第260条の2⑭） こととなっています。

4 認可地縁団体申請の手続きについて

1 事前準備

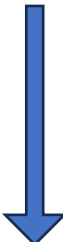
- 
- ・自治会内での方向性の確定
 - ・自治会の区域及び団体名義にする資産の調査

2 総会の開催

総会を開催し、以下の事項に議決する。

- 
- ・認可を申請することの議決
 - ・規約の制定
 - ・代表者の決定
 - ・構成員の確定（認可地縁団体の構成員は「世帯」でなく「個人」になります）
 - ・保有する資産の確定

3 認可申請

- 
- 宮古島市へ申請（提出する書類）
- ・認可申請書（様式1 P13）
 - ・規約（※規約例集を参照してください。）
 - ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）
- ※議長及び議事録署名人の署名が必要



- ・構成員名簿
- ・保有資産目録または保有予定資産目録
- ・活動状況報告書
- ・代表者就任承諾書

4 財政課での提出書類の確認



認可地縁団体となる要件に該当しているか確認

- ・認可地縁団体に必要な4つの要件（法第260条の2②の確認（3ページ参照））の確認
- ・規約の確認（法第260条の2③の確認。（4ページ5(1)参照））

5 認可・告示

- ・申請者（代表者）へ認可の通知を行います。
- ・宮古島市長認可の告示

5 規約について

- (1) 規約の整備（定めなければならない事項） ※別資料「規約例逐条解説」を参照
規約は法で規定している認可地縁団体の要件に定められており、また規約の内容も以下の8つの事項を定めることが法によって規定されています（法第260条の2③）。

① 目 的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を円滑に行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

② 名 称

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないでください。

③ 区 域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

④ 主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。規約の定め方としては、住居表示や地番等により定めるほか「本会の主たる事務所は、会長の自宅に置く」と定めることもできます。

⑤ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものはすべて構成員になれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことはできません。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢制限等）を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

⑥ **代表者に関する事項**

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第260条の5から同法第260条の10の規定が適用されます。

⑦ **会議に関する事項**

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。また、法第260条の13から同法第260条の19の2の規定が適用されます。

⑧ **資産に関する事項**

保有する財産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、地方自治法第260条の4の規定により、財産目録の作成が義務づけられています。作成に当たり、負債財産は規定する必要はなく、保有する財産の構成は「別に定める財産目録記載の資産」としても構いません。

(2) 構成員の確定

認可地縁団体の構成員は、「世帯」ではなく、「個人」になります。構成員を明確にすることから、申請前の総会で構成員を確定してください。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 財産目録の作成

認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間（事業年度を設けるときは、年度終了時）に財産目録を作成し、総会で承認を得る必要があります。

(4) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者を決定してください。

6 認可申請手続き

(1) **認可申請書**

認可申請書（様式第1号（P13））に資料を添付し、当該地縁団体の代表者が当該地縁団体の区域を所管する市長に対して申請します。

(2) 添付書類

① 規約〔5・(1)(P4)の8つ事項を定めたもの〕

- ・認可前に運用していた規約も添付してください。

② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

- ・認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの

③ 構成員名簿

ア 認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの。

イ 世帯単位ではなく、構成員個人名が記載されているもの。

ウ 当該区域の住民の相当数の構成員が記載されているもの。

④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- ・認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等

⑤ 申請者が代表者であることを証する書類

- ・代表者について決定したことを記した議長及び議事録署名人の署名押印のある総会の議事録の写し、並びにこれについて代表者が承諾したことを証する署名のある承諾書

⑥ その他

ア 規約で定める区域を示した図面

イ 規約で定める区域が、河川及び道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの

(3) 申請にあたっての注意点

① 認可申請にあたっては、必ず貴団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定等についても審議し、決議してください。なお、財産を保有している場合は、併せて保有する財産についても団体の意思決定が必要です。

② 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、必ず市役所財政課にご相談ください。

7 認可及び告示

(1) 認可及び告示

市は、認可申請を受理後、内部審査を経て地縁団体の認可を決定します。その後、告示（宮古島市役所1階にある掲示場に掲示）を行います。

(2) 証明書の交付

ア 証明書は告示事項証明書交付請求書（様式第 2 号）による請求に基づき、交付します。

イ 証明書の手数料は 1 通 2 0 0 円です。

(3) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできません。

(4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記は、市長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、所轄の法務局にご確認ください。

(5) 各種税金関係

認可を受けた地縁団体は、税金関係の取り扱いは基本的に認可前と変わりません。なお、詳細はそれぞれの所轄機関にお問合せください。

8 認可後の義務

(1) 認可された地縁団体は、告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等）を変更した場合は、市長へ届け出なければなりません。

・ 告示事項を変更した場合→「告示事項変更届出書」（様式第 3 号）

(2) 規約を変更した場合は、市長へ申請を行い、認可を受けなければ効力を発しません。

・ 規約を変更した場合→「規約変更認可申請書」（様式第 4 号）

(3) 認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間（事業年度を設けるときは、年度終了時）に、財産目録を作成し、総会で承認を得て、主たる事務所に備え置かなければなりません。

(4) 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。（名簿は施錠できる場所に保管し、閲覧管理をしっかりと行ってください）

(5) 解散等をした場合は、市長へ届け出なければなりません。

何らかの理由により、認可地縁団体である自治会を分割するような場合は、地方自治法上解散の取り扱いになり、地方自治法に定められた手続きが必要になります。必要な手続きを怠ると過料に処せられる場合がありますので、注意が必要です。認可地縁団体となっている自治会を解散する場合は、必ず事前に市役所財政課にご相談ください。

なお、令和5年4月施行の法改正より、同一市町村内の他の団体との合併が可能となりました。合併を検討される場合についても、必ず事前にご相談ください。

9 認可地縁団体の印鑑登録

宮古島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき、不動産等の登記に必要な代表者の印鑑を登録することができます。ただし、代表者等に変更が生じた場合は、自動的に印鑑の登録が抹消されますので、ご注意ください。

(1) 代表者の印鑑登録

①登録手続きができる人

- ア 認可地縁団体の代表者
- イ 代表者以外の場合
 - i 職務代行者（地方自治法施行規則第19条第1項第1号へ）
 - ii 仮代表者（地方自治法第260条の9）
 - iii 特別代理人（同法第260条の10）
 - iv 清算人（同法第260条の24）

②登録申請

- ア 登録資格者が、自ら市長に申請します。（条例第3条）
- イ 登録手続きに必要なもの
 - i 印鑑登録申請書
 - ii 登録しようとする認可地縁団体印鑑（以下「団体印鑑」）
 - iii 登録資格者が、住民として登録している印鑑（以下「個人印鑑」）及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
 - iv 申請書の本人確認資料
- ウ 登録できない印鑑
 - i ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - ii 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - iv 印影を鮮明に表しにくいもの
 - v その他市長が不適當と認めるもの

(2) 印鑑登録証明書

① 交付申請

- ア 登録者が、自ら市長に申請します。（条例第7条）
- イ 申請に必要なもの
 - i 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（条例施行規則様式第3号）
 - ii 団体印鑑（登録印鑑）

iii 申請書の本人確認資料

② 証明内容

- ア 認可地縁団体の名称
- イ 認可地縁団体の事務所の所在地
- ウ 条例第2条の規定による代表者等の登録資格
- エ 代表者等の氏名及び生年月日

③ 証明書発行手数料

手数料は1通200円です。

(3) 登録事項の修正等

① 登録の廃止（条例第10条）

- ア 登録者が、自ら市長に申請します。
- イ 申請に必要なもの
 - i 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
 - ii 団体印鑑
 - iii 個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
 - iv 申請者の本人確認資料

ウ その他

認可地縁団体が団体印鑑を改印したい場合には、登録の廃止を行い、新規登録を行うことになります。なお、この2つの申請を同時に行う場合には、個人印鑑の印鑑登録証明書は1通で構いません。

② 登録の抹消（条例第12条）

登録の抹消は次の事由のときに行います。

- ア 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- イ 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- ウ 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められる場合
- エ その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

(4) 代理人の申請等（条例第14条）

印鑑に関する登録の申請、登録廃止の申請、印鑑登録証明書の交付申請は、当該認可地縁団体が、代理人を選任し、この事項を委任している場合（代理人は告示している場合に限り）は、その代理人に申請等をさせることができます。

この場合、代理人による申請は、委任している旨を証明する書面及び代理人の本人確認資料を必要とし、併せて証明書交付申請を除き、個人印鑑の押印及び個人印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）の添付が必要です。

10 認可地縁団体の解散

★解散届出書の提出前に認可地縁団体で行うこと

- ①解散することについての決議【法 260 条の 20 第 4 号】
- ②財産を処分することについての決議【規約】
- ③財産（資産・負債）の帰属先についての決議【法 260 条の 31】
- ④清算の手続きについての決議
 - ・清算人の選任【法第 260 条の 24】
 - ・公告の手続き【法第 260 条の 28】
- ⑤任意団体としての設立に関する決議（この部分は別の総会でもよい）
 - ・代表者（会長）※任意団体として活動を継続する場合
 - ・役員選出
 - ・規約の制定
 - ・事業計画案、予算案など

(1) 解散届の提出

認可を受けた地縁による団体が、下記のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、解散届出書に解散を総会で議決したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

市長は、解散届出書を審査し認められれば、その旨を告示し、地縁団体台帳に記載するとともに、申請者（地縁団体）へ「地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁による団体の解散について（通知）」により通知します。

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④総会の決議があったとき
- ⑤構成員が欠けたとき
- ⑥合併したとき（合併により当該認可地縁団体が消滅したとき）

(2) 残余財産処分の申請

財産の帰属先を規約で指定していない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要がありますので、清算人は、「残余財産処分認可申請書」に以下の書類を添えて市長に提出しなければなりません。

- ①財産目録
- ②残余財産処分方法書
- ③同意書
- ④残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

(3) 清算終了届（法第 260 条の 33）

清算人は、すべての清算手続きが終了したときは、清算終了届出書に必要な応じ、以下の書類を添えて市長に提出しなければなりません。

市長は、清算終了届出書に基づき、清算終了について告示し、認可地縁台帳に記載するとともに、申請者（清算人）の「地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁による団体の清算終了について（通知）」により通知します。

- ① 清算書
- ② 受領書
- ③ 解散通知書

11 認可地縁団体の合併

(1) 合併について

人口減少・少子高齢化が進み、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が多数発生しており、従来に比べて認可地縁団体の合併ニーズが高まってきていることから、認可地縁団体の合併に関する規定が新設されました。

- * 認可地縁団体は、同一市町村の他の認可地縁団体と合併することができます。
- * 合併する場合、規約や区域等の変更があるため、改めて合併後の団体が一定の要件を満たしていなければなりません。
- * 合併には、認可地縁団体 A が認可地縁団体 B を吸収するいわゆる「吸収合併」と、認可地縁団体 A と認可地縁団体 B が合併して認可地縁団体 C を設立する「新設合併」があります。
- * 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消失した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

(2) 認可申請【法第 260 条の 39、規則第 18 条の 2】

合併は、特に重要な事項であることから、原則として、それぞれの認可地縁団体の総会において、構成員の 4 分の 3 以上（規約に別の定めがある場合は、この限りでない。）の賛成を得る必要があり、その決議をもって合併しようとする各認可地縁団体の代表者が認可申請書に下記の書類を添付し提出します。

- ① 合併後の認可地縁団体の規約
- ② 合併することを議決した各認可地縁団体における議事録の写し
- ③ 合併後の構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

- ・合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で打合せを行っている議事録等
- ・合併しようとする各認可地縁団体同士が、合併を見据えて実際に将来的に共に行う地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録等

⑤合併しようとする各認可地縁団体の規約（合併前の各認可地縁団体の規約）

⑥申請者が代表者であることを証する書類（選任されたときの議事録及び承諾書の写し）

(3) 債権者保護手続き及び終了の届出【法第 260 条の 40、法第 260 条の 41】

合併の認可を受けた認可地縁団体は、認可の通知のあった日から 2 週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備えおくとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2 か月以上）内に述べることを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

・債権者による期間内の異議なし → 合併を承認したものとみなします

・債権者による異議あり → 認可地縁団体は債権者に弁済等をしなければなりません。

また、債権者保護手続きが完了した場合は、市長に対して「合併に係る債権者保護手続終了届出書」を提出しなければなりません。市長が前届出書に基づき合併の公示を行うことによって、合併の効力が発生します。

年 月 日

宮古島市長 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同生活を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

年 月 日

宮古島市長 殿

請求者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記の団体について告示された事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 団体の名称

2 団体の事務所の所在地

3 請求する証明書の数

年 月 日

宮古島市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

年 月 日

宮古島市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

宮古島市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、 年 月 日（告示第 号）付け
で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添
えて届け出ます。

記

- 1 団体の名称
- 2 区域
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 清算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 5 解散事由

年 月 日

宮古島市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が終了したことを証する別添資料を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容

2 清算終了年月日

年 月 日

宮古島市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

名 称	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

・申請不動産の登記事項証明書

・申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

・申請者が代表者であることを証する書類

・地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

宮古島市長 殿

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

名 称	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者の別

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容

よくある質問

Q 1. 認可地縁団体になることによる、メリットは何ですか。

①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

ただし、会の運営方法や各種届出について、法律に基づいて各種の手続きが定められているため、総会開催や役員改選などの手続きが厳格になります。また、規約の変更や代表者の変更などは、市長の認可が必要となります。

Q 2. 認可地縁団体になると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

市町村は、自治会が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、今までの自治会と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督下に置かれる等といった下部組織とみなされることはありません。

Q 3. 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は、認可の対象とはなりません。また、表決権を世帯単位で一票とできませんか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第260条の2第2項第3号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することになります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であるとされていますが、「規約の変更」、「財産処分及び解散」のほか、規約に定めることとなる事項である「代表者の代表権の制限及び委任」、「監事や役員会の設置」や「代表者や監事の選任」などの重要事項については、同項の規定は認められませんので注意が必要です。また、世帯単位での議決（議決の分母が「世帯数」）を行う場合でも、世帯員個人の表決権を剥奪することは認められず、世帯の誰か1人に表決権を委任する必要があります。

Q 4. 個人単位で総会議決を行う場合、欠席者についてはどのように対応したらよいのか？

総会を開催するための定足数や議案の賛否を決するための票数を確保するため、書面等による表決または委任が必要となります。表決および委任の方法については法の定めはありませんが、口頭よりは書面や電子記録（メールやネットアンケート集計）など、確認ができる方法が良いと思われます。書面表決書および委任状の例については資料をご参照ください。

Q5.世帯に複数人の会員がいるのであれば、それぞれ表決や委任が必要になるのか？

個人の表決権を剥奪することは認められませんので、それぞれ必要となります。

Q6. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には、年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

Q7. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば、認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。

Q8. 認可地縁団体の会員は個人とありますが、自治会費はどうなりますか。

会費については、法の定めはありませんので自治会において判断して構いません。一般的には認可地縁団体の自治会においても世帯単位で徴収するのが一般的です。

Q9. 法人は構成員に含まれますか。

次の理由により、法人は構成員となることはできません。

- ・団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事務所等は本来意思表示ができないため。
- ・地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられるため。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは可能です。

Q10. 総会を開催しないことは可能ですか。

総会は団体の活動計画や予算・決算などの重要な事項を決定する場です。地方自治法の「認可地縁団体」とされている自治会町内会は、毎年1回の総会の開催が法律で定められています。令和4年8月に施行された改正地方自治法による総会開催の省略に係る手続き（総会開催省略に関する全会員の承諾等）をしない場合は開催が必要です。

Q11. 法第260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決とは、具体的に何を指しますか。

電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法等です。

Q12. 電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、既に規約に書面や代理人による表決の規定がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか。

電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります（法第260条の18第4項の規定により規約が優先的に適用されるため）。なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を、規約又は総会の決議のうち各団体において選択した方法により定める必要があります。新たに規約を定める場合であって、現在、地方自治法上可能とされている「書面による表決」・「代理人による表決」に加えて「電磁的方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらの方法のいずれも可能である旨を記載する必要があります。

※参考資料 地方自治法（抜粋）

○地方自治法

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（昭二二法一六九・昭三五法一一三・昭三九法一六九・昭四四法二・平二三法一〇五・一部改正）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（平三法二四・追加、平一一法一六〇・平一四法七九・平一四法一〇〇・平一六法七六・平一六法一四七・平一七法八七・平一八法五〇・平二〇法二三・令二法八・令三法四四・一部改正）

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、ま

た、総会の決議に従わなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かななければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総

構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(平一八法五〇・追加、令三法三七・令四法四四・一部改正)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、

又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調

査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

（平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十八繰上・一部改正）

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。
ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。
この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保

を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受け

たとき。

- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規

定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

（平二六法四二・追加、令四法四四・旧第二百六十条の三十八繰下）

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

（平二六法四二・追加、令四法四四・旧第二百六十条の三十九繰下）

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公

告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十九繰上・一部改正、平二六法四二・旧第二百六十条の三十八繰下、令四法四四・旧第二百六十条の四十繰下・一部改正)